

平成 30 年 9 月 3 日

平成 30 年 7 月豪雨による災害に係る学費減免制度のお知らせ
〔緊 急〕

平成 30 年 7 月豪雨による災害に係る罹災世帯の在学生の皆様へ

平成 30 年台風第 7 号及び前線等に伴う大雨による災害により、被害を受けた世帯の皆様
に心よりお見舞い申し上げます。

神奈川大学では、災害発生時、災害救助法が適用された市町村に本人又は保証人が居住し、
災害により罹災した場合に学費の減免を行う制度があります。在学生で被害を受けた世帯の方は、各
キャンパス学生課にご連絡ください。

1. 対 象 地 域

【高知県、鳥取県、広島県、岡山県、京都府、兵庫県、愛媛県、岐阜県、福岡県、島根県、
山口県の各市町村の各市町村（別紙参照）】

（第 18 報、法適用日：平成 30 年 7 月 5 日～7 月 8 日）

2. 詳 細 （罹災状況／経済支援策／該当年度）

- (1) 家屋の全壊／学費全額免除／平成 30 年度
- (2) 家屋の半壊／学費半額免除／平成 30 年度
- (3) 家屋の一部損壊及び床上浸水／学費 30%免除／平成 30 年度

3. 提 出 書 類

市区町村で発行された罹災証明書

4. 提 出 期 限

平成 31 年 2 月 28 日

〔お問い合わせ〕

横浜キャンパス

学生課窓口 電話：045-481-5661

湘南ひらつかキャンパス

平塚学生課窓口 電話：0463-59-4111

平成30年7月豪雨による災害に係る災害救助法適用地域について災害救助法適用地域は、

以下のとおりです。（平成30年9月3日時点）

災害救助法適用市町村		法適用日
【高知県】	安芸市、香南市、長岡郡本山町	7月6日
	宿毛市	7月7日
	上佐清水市、幡多郡三原村、幡多郡大月町	7月8日
【鳥取県】	鳥取市、八頭郡若桜町、八頭郡智頭町、八頭郡八頭町、東伯郡三朝町、西伯郡南部町、西伯郡伯耆町、日野郡日南町、日野郡日野町、日野郡江府町	7月6日
【広島県】	広島市、呉市、竹原市、三原市、尾道市、福山市、府中市、東広島市、江田島市、安芸郡府中町、安芸郡海田町、安芸郡熊野町、安芸郡坂町、三次市、庄原市	7月5日
【岡山県】	岡山市、倉敷市、玉野市、笠岡市、井原市、総社市、高梁市、新見市、瀬戸内市、赤磐市、真庭市、浅口市、都窪郡早島町、浅口郡里庄町、苫田郡鏡野町、英田郡西栗倉村、加賀郡吉備中央町、津山市、美作市	7月5日
	小田郡矢掛町、和気郡和気町	7月6日
【京都府】	福知山市、舞鶴市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、船井郡京丹波町、与謝郡伊根町、与謝郡与謝野町	7月5日
【兵庫県】	豊岡市、篠山市、朝来市、宍粟市、赤穂郡上郡町、美方郡香美町	7月5日
	姫路市、西脇市、丹波市、多可郡多可町、佐用郡佐用町	7月6日
	養父市、たつの市、神崎郡市川町、神崎郡神河町	7月7日
【愛媛県】	今治市、宇和島市、大洲市、西予市、北宇和郡松野町、北宇和郡鬼北町、八幡浜市	7月5日
【岐阜県】	高山市、関市、中津川市、恵那市、美濃加茂市、可児市、山県市、飛騨市、本巣市、郡上市、下呂市、加茂郡坂祝町、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村	7月6日
	岐阜市、美濃市、加茂郡富加町、加茂郡川辺町	7月8日
【福岡県】	飯塚市、久留米市	7月5日
【島根県】	江津市、邑智郡川本町	7月6日
【山口県】	岩国市	7月6日

(第1報～第18報)